

様式 3

秘密保持契約書

私（以下「甲」という。）は、令和2年1月30日付け公告「林業信用保証業務に係る求償権の管理及び回収業務（サービサー委託）」に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）の内容を検討するに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「乙」という。）の作成した求償権に関する資料の閲覧を希望します。

閲覧に当たっては、甲は、乙の資料中、既に公になっている資料・情報以外の非開示情報（以下「本件秘密」という。）を以下の各項に従って取り扱うことに同意します。

- 1 甲は、本件秘密を機密として取扱い、乙の事前の書面による承認を得ることなく第三者に開示しません。また、本件秘密を企画提案書の検討以外の目的で使用しません。
- 2 甲は、乙により開示を受けた本件秘密が、乙との取引に関係のない甲の従業員に開示しません。
- 3 甲は、乙の保有する求償権の管理回収に関係のある甲の関連会社及び社外のアドバイザーのうち、甲との間で秘密保持契約を締結した者に対しては、第1項にかかわらず、本件秘密を開示することができるものとします。ただし、この場合、速やかに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、甲の従業員、社外のアドバイザー等、本件秘密の開示を受けた全員が本契約の各条項に従うようにします。
- 5 前各項については、本契約書調印時点において甲が既知の情報には適用されません。また、甲が第三者から正当な手段及び方法により入手した情報、さらに甲の過失なくして、その後、公になった情報に関しては前各項は適用されません。
- 6 乙が、本件秘密の記された資料、媒体の返還又は破棄を要求した場合、甲は速やかにその要求に従います。
- 7 甲が前各項に違反した場合、甲は損害賠償を含め一切の責任を負うものとします。
- 8 本契約書の準拠法は日本法とし、これに基づいて解釈されるものとします。また、本契約書に関連する紛争（訴訟及び調停を含む。）については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることとします。

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印